

長建協発第233号
平成23年8月18日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

石綿障害予防規則の一部改正及び船舶の解体等作業における
石綿ばく露防止対策に係る留意事項について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、石綿障害予防規則については、国際標準化機構（ISO）における船舶の解体等における石綿ばく露防止対策の規格化が、平成22年12月に定められたことを踏まえ、船舶の解体等の際の石綿による労働者の健康障害の防止を徹底するため、その一部を改正し、船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体作業に関し、建築物と同等の石綿ばく露防止措置を講ずることとなりました。

つきましては、標記について、全建を通じ同省労働基準局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。